

高橋 知之 委員（京都大学原子炉実験所准教授）意見聴取メモ

※資料をお渡しした上で、メールにて意見聴取

【資料1】原子力災害に係る滋賀県広域避難計画（案）について

○第1章「2 基本方針」

- ・ 全面緊急事態におけるプラントの状況悪化に応じて段階的に実施される「避難」も記載すべき。
- ・ 最初に原子力災害対策指針に併せて「避難」と「一時移転」が記載されているが、その後（本計画のタイトルも含め）は全て「避難」を用語として使用しているので、本計画における「避難」には、「一時移転」も含まれる旨を最初に明記すべき。

○第2章「3 避難先」「(1) 緊急時における避難先の決定方針」②

「・・・予測結果等について」→「・・・予測結果等に基づいて」の方が適切。

【資料1-2】安定ヨウ素剤の備蓄および配布方針について

原子力災害対策指針の考え方にあわせると、以下のような記載がより適切と考えられるので、検討されたい。

「3 配布・服用指示のタイミング（検討に当たっての前提条件）」

(2) 可能性のある想定

- ① プラントが全面緊急事態となった時点で、即時に予防的な避難を実施する地域はない。プラントが全面緊急事態となった時点では、UPZ 内において屋内退避が指示される。また、UPZ 外においても屋内退避の注意喚起や屋内退避が指示される場合がある。
- ② 全面緊急事態以降に、プラントの状況悪化に応じて、UPZ 内において避難及び安定ヨウ素剤の服用の指示が段階的に実施される可能性がある。
- ③ OIL に基づく避難あるいは一時移転の指示と併せて、安定ヨウ素剤の服用の指示が出される可能性がある。

【想定1】原案どおりでよい。

【想定2】プラントが全面緊急事態となったことによる屋内退避中に、発電所から放射性物質が放出されている、あるいは放出の可能性が高い状況で、避難と併せて安定ヨウ素剤の服用の指示が出た場合

【想定3】プルーム通過後における OIL に基づく避難あるいは一時移転と併せて、プラントの状況や空气中放射性物質濃度のモニタリング結果等から、安定ヨウ素剤の服用の指示が出た場合

(想定2、想定3ともに、国が必要性を判断して服用の指示を出すこととなる)

(以上)